

御意見と対応について【市町村等照会】

資料1-2④

番号	ページ	該当箇所	意見等の内容	県の考え方
1	2	4 原子力防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲 (1) 暫定的な重点地域の範囲	UPZの範囲は、国がおおむね原子力施設から半径30km以内としているにもかかわらず、いわき市全域が含まれる理由を明確にすべきである。 ※ 当市に近い福島第二原子力発電所から半径50kmを超える地域も含まれるが、避難計画策定に当たり、「初動段階での避難は、UPZの範囲外とする」との国の指針に照らした場合、事故発生時にはすべて市外への広域避難とならざるを得ない。この場合、県が平成25年度に策定予定の広域避難計画の中で、当該内容を反映した計画策定は可能なのか。	○御意見を参考とします。 本県においては、国から事故炉における事故想定・防護区域が示されるまで当面の間、重点地域を暫定的に各市町村全域としているところです。 なお、今後県が策定する広域避難計画は、関係市町村と十分協議し、市町村間のみならず市町村内の避難も考慮のうえ、具体的に策定するものとします。
2	10	4 情報の収集・連絡体制等の整備 (オ) 非常用電源等の確保	非常用電源等の確保の中で、「県は、・・・関係市町村と連携し、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備を整備し・・・」とあるが、この「庁舎」が県施設を指すのであれば、関係市町村と連携する必要があるのか。	○県が市町村等に整備する緊急時連絡網システムなどが停電時においても確実に機能するためには、関係市町村との連携は必要となります。 そのため、素案のとおりとします。
3	14	9 避難収容活動体制の整備 (1) 関係市町村における避難計画の作成	「UPZを有する市町村は、PAZの住民避難の先行避難が円滑に実施できるように配慮した避難計画を策定する」とあるが、「PAZの避難は、UPZの範囲外へ」との国の方針を踏まえれば、他市から当市の区域内に避難するケースはないと理解してよいか。	(No. 1と同様)
4	2	4 原子力防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲 (1) 暫定的な重点地域の範囲	緊急時防護措置を準備する区域(UPZ)は、当該区域に位置する市町村の全域が該当し、その全域に防護措置を準備すると認識して良いか？	(No. 1と同様)

5	3 4	5 防災関係機関の事務または業務の大綱 (1) 福島県(教育庁、警察本部を除く)  (4) 関係市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県と関係市町村が実施する緊急被ばく医療活動の、業務の違いは何か？</li> <li>・ 関係市町村が実施する緊急被ばく医療活動に要する、人員、機材、薬剤等必要な物資については、各自自治体が独自に確保することとなるのか？</li> <li>・ 関係市町村が担う緊急被ばく医療活動のレベルは、いわき市保健所が担うレベルと同等という認識で良いか？</li> </ul>	<p>○緊急被ばく医療活動の業務や人員については、本計画や緊急被ばく医療活動マニュアル等における県や関係市町村、医療機関、医療関係団体等それぞれの役割に応じて実施・確保することとしております。</p> <p>また、薬剤等の必要な資機材等については、国が認めるものについて県が整備し、関係市町村に配備するものと考えております。</p>
6	21	11 緊急被ばく医療体制の整備 (3) 医療活動用資機材等の整備	<p>「(3) 医療活動用資機材等の整備」において、県は国の協力のもと、必要な資機材を整備するとしているが、市町村が必要とする資機材全てを県が整備するものと認識して良いか？(関係市町村が担う業務についても同様と認識して良いか？)</p> <p>「なお、安定ヨウ素剤については、適時・適切な配布服用を行うための平常時の配備や、緊急時の配布の手順や体制を整備しておくものとする。」とあるが、これは、国の指針によって家庭備蓄となった場合も視野に入れた表現と認識してよいか？</p>	<p>○医療活動用資機材等についてはNo5と同様。</p> <p>○国の指針の改訂により、PAZについては住民への事前配布を行うことと規定されましたが、配布・服用方法等の具体的な在り方については国において今後検討されることから、その状況を踏まえ、本計画への記載について検討してまいりたいと考えております。</p>
7	47	2 災害対策本部の設置 才県災害対策本部・班組織特定事務分掌	「2農地及び農業用施設の」の後に不用なスペースが入っている。	○御意見を踏まえ修正しました。

8	18	(6) 避難所等の整備	「他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結する」とあるが、広域避難に係る応援協定については、県が調整するとの認識でよいか。	○国の協力のもと、県は都道府県間による調整を行い、協定を締結することとしています。
9	31	2 災害対策本部の設置 (1) 県災害対策本部の設置 ア	「警戒事象発生の通報を受け、知事が必要と認めた場合」に県災害対策本部を設置するとあるが、警戒事象に発展する可能性が高い事象に対応するための準備体制等についても記載すべきでは無いか。	○警戒事象とするトラブル等については、国・事業者が定めるものとされていますが、円滑な防護対策の実施に向け、県としても原子力防災専門官等と連携してまいります。
10	61	6 退避及び避難 (3) 屋内退避及び避難の決定、実施 ア PAZにおける避難	「県は、PAZの避難実施に合わせ、原則としてUPZにおける屋内退避を行うこととし、対象となる市町村に伝達するものとする。」とあるが、本市は全域屋内退避を実施するのか。	(No. 1と同様)
11		総論	原子力災害は、影響が予想される範囲が広域であり、複数の市町村が各市町村の行政区域を越えて避難することが想定されるなど、各市町村が判断し対応することは困難である。 このことから、市町村の枠組みを越えた対応が必要となる原子力災害については、県が主体となって、各市町村に指示できる体制づくりが必要なのではないか。	○原子力災害の特性を踏まえて、国、県、市町村と連携して、それぞれの役割に応じた対応をしていくこととなりますが、広域避難については、県が計画を策定し調整していくこととしています。
12	2	4 原子力防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲	13市町村となっているが、その他の市町村は考慮しないのか。現実、今回の東京電力第一原子力発電所の事故で放射能被害が本宮市もある。このままでは被災住民に説明できない。	○御意見を参考とします。 原子力災害対策指針等を踏まえ、今後の見直しにおいて、検討してまいります。

13	14	9 避難収容活動体制の整備	(5)広域的な避難のための計画の作成 東電災害を踏まえると、中通り地方までの広域避難方針を、国民保護に準じ県でまとめるべきである。	○御意見を参考とします。 原子力災害対策指針等を踏まえ、今後の見直しにおいて、暫定重点区域外についても必要な防護対策を検討してまいります。
14	31	2 災害対策本部の設置 (2) 職員の動員配備	表の配備時期にある「県が設置しているモニタリングポスト等により、……(5マイクロシーベルト/時)……確認されたとき。」とあるが、ここにある数値は5マイクロシーベルト/時で間違いないでしょうか？	○御意見を踏まえ修正します。 第3の2(1)のウについて、下線部を追加いたします。 「ウ 県が設置しているモニタリングポスト等により、特定事象発生 of 通報を行うべき数値(5マイクロシーベルト/時)の検出を発見し、原子力防災専門官により発電所によるものと確認された場合。 <u>(当面、福島第二原子力発電所に限るものとする。)</u> 」  なお、福島第一原子力発電所については、当該数値によらず当該発電所の新たなトラブル等に起因する異常な数値の上昇が確認された場合、「オ その他知事が必要と認めた場合」において、県災害対策本部を設置するものとします。  また、(2)の職員の動員配備にかかる表についても、同様といたします。